

定 款

一般社団法人 新潟鍼灸手技療法協会

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人新潟鍼灸手技療法協会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を新潟市に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧の振興を図り、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の資質向上に努め、もって公衆衛生の普及及び市民の保健、医療、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鍼灸マッサージの医学的研究に関する事業
- (2) 鍼灸マッサージの普及啓発に関する事業
- (3) 鍼灸マッサージの医療保険取扱い環境の整備改善に関する事業
- (4) 鍼灸マッサージ師の就業支援、臨床研修に関する事業
- (5) 社員相互の交流と親睦を深める事業
- (6) その他、前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第 5 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 2 章 社 員

(入社)

第 6 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師のいずれかの免許を有し、社員規約において別に定める入会申込書による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

3 前項の社員のほか、当法人の事業を賛助する目的で入会を希望する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 4 社員又は賛助会員が、入会申込書記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

(経費等の負担)

第7条 社員及び賛助会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員及び賛助会員は、社員総会で別に定める会費及び入会金を納入する義務を負う。ただし、理事会が病気その他やむを得ない事情があると認められた社員については、入会金又は会費を減免することができる。

(退社)

第8条 社員又は賛助会員は、1か月以上前に当法人に対して社員規約に定める退社届を提出することで退社することができる。ただし、やむを得ない事由があるときには、いつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。ただし、社員総会においてその社員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規約又は社員総会の決議に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 総社員の同意があったとき
- (4) 会費を6か月以上滞納したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納した会費、入会金その他の抛出金品は、除名又は社員資格を喪失した場合には、これを返還しない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額及びその規程
- (4) 定款の変更
- (5) 社員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の場合、30日以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、社員総会を招集するに当たり、開催日の15日前までに、次に掲げる事項を記載又は記録した書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項

(議長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会に出席した社員の中から選出する。

(議決権及び決議)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

2 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

(1) 社員の除名

(2) 役員解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他、法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第2項の決議を行わなければならない。

5 前項の場合において、理事又は監事の候補者の数が第20条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

6 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権を行使することができる。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び社員総会において選出された議事録署名人2名以上及び議長の指名する出席理事1名が記名押印する。

3 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員設置)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、2名以内を副理事長とする。

- 3 理事長をもって代表理事とする。

(役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その職務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げないが、5期を限度とする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げないが、5期を限度とする。
 - 3 欠員により新たに選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対し、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

(顧問及び相談役)

第28条 当法人に、任意の機関として顧問及び相談役各若干名を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、当法人に功績のあった者又は学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(顧問及び相談役の職務)

第29条 顧問及び相談役は、理事長に対し諮問に応え、意見を述べ、又は理事長の求めに応じて関係する会議に出席し、意見を述べるることができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (4) その他、法令及びこの定款で定められた事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、理事長に招集の請求があったとき
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるとき又は特別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会において定められた順序により理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印のうえ、これを主たる事務所に備え置く。

第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第37条 当法人の資産管理、運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会において別に定める。

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号並びに第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第41条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議及び社員総会において、社員総数の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 当法人の重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様の手続を経なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が解散したときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる類似の事業を目的とする他の法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時役員)

第46条 当法人の設立時理事及び設立時理事長並びに設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	池田 巧
設立時理事	高橋 博美
設立時理事	上野 寛
設立時理事長	池田 巧

設立時監事 榎本 定夫

(設立時社員の氏名及び住所)

第47条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	池田 巧
住所	新潟市中央区礎町通4ノ町2106番地1
設立時社員	高橋 博美
住所	新潟市中央区天神尾1丁目11番19号
設立時社員	上野 寛
住所	新潟市西区寺尾台3丁目22番16号
設立時社員	榎本 定夫
住所	新潟市中央区上近江2丁目10番3号

(設立時の主たる事務所の所在地)

第48条 当法人の設立時の主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。

新潟市中央区礎町通4ノ町2106番地1

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人新潟鍼灸手技療法協会設立のため、設立時社員4名の定款作成代理人行政書士野上昇は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成30年5月31日

設立時社員	池田 巧
設立時社員	高橋 博美
設立時社員	上野 寛
設立時社員	榎本 定夫

上記設立時社員の定款作成代理人
新潟市中央区学校町通3番町548番地1
行政書士 野上 昇
登録番号 第07180456号